

2020年度 文教大学奨学金要項 2次募集

文教大学独自の奨学制度で返還の必要がない給付型奨学金です。

勉学の意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な学生に対し、奨学金を給付します。

1. 対象者

全学年

2. 給付額

授業料の1/4相当額以内

3. 出願方法

出願は郵送でのみ受け付けます。レターパックを利用して、出願書類を下記のとおり郵送してください。

(1) 送付先

越谷校舎所属学生	湘南校舎所属学生
〒343-8811 埼玉県越谷市南荻島 3337 文教大学学生課 文教大学奨学金係	〒325-8550 神奈川県茅ヶ崎市行谷 1100 文教大学教育支援課 文教大学奨学金係

(2) 出願期間

2020年12月17日(木)～2021年1月14日(金)

※最終日消印有効

4. 出願資格

下記の要件を全て満たす者

(1) 家計支持者(原則として父母、またはこれに代わる者)の収入の合計が下記の基準額以下の者

① 給与所得者(所得証明書の給与収入金額 ※年金の収入金額も含む)

給与収入が841万円以下

② 給与外所得者(所得証明書の給与・年金以外の所得額の合計)

所得が355万円以下

③ 給与所得と給与外所得の両方がある者

給与収入と給与外所得の合計が841万円以下であり、かつ給与外所得が355万円以下である者

(2) 標準修得単位数を満たしている者(下表参照/※2020年度春学期までの標準修得単位数です)

【教育学部(2020年度以降入学)・人間科学部・文学部・情報学部・国際学部・経営学部】

	1年	2年	3年	4年
修得単位数	16単位	48単位	80単位	112単位

【教育学部(2019年入学まで)・健康栄養学部】

	1年	2年	3年	4年
修得単位数	17単位	51単位	85単位	119単位

(3) 入学から出願時までの通算GPAが1.50以上の者

(4) 修学支援新制度(日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免)の支援を受けていない者

(5) 2020年度の文教大学奨学金に採用されていない者

(6) 当該学期に文教大学緊急特別奨学金を受給している場合は、授業料の半額未満を受給している

※ただし、「文教大学緊急特別奨学金(新型コロナ対応)」の受給者については、受給額に関わら

ず出願可能です。

(7) 2017年以前に文教大学入試成績優秀者特待生として入学し、現在も特待生の場合は出願することはできません。(※2018年度以降入学者は出願可能)

5. 給付方法

出願時に指定された口座に全額一括で振り込みます。

※給付は一度のみです。次年度も本奨学金の給付を希望する場合は、再度、出願が必要になります(ただし、再度採用されるとは限りません)。

6. 出願書類

下記の①～③(④～⑥は該当者のみ)をすべて揃えて提出してください。

NO	提出書類	備考
①	文教大学奨学金 願書 原本	<ul style="list-style-type: none"> ・押印はシャチハタ等スタンプ印不可。該当の人物はそれぞれ別の印鑑を使用。 ・保証人の署名・押印以外の項目は、すべて出願する学生本人が記入すること。
②	所得証明書(父母両方) コピー可	<ul style="list-style-type: none"> ・無職無収入でも提出してください。 ・市区町村役所で発行 ・2019年分(2019年1月～12月)の実績が記載されたもの ※収入・所得金額欄が「***」等で目隠しされているものは受理できません。金額を記載するためには、当該年度の所得について、予め市民税の申告(収入の無い方は無収入であることを申告)をする必要があります。お住まいの市区町村にて、当該年度の所得を申告した上で、所得金額が記載された所得証明書を取得してください。(市民税申告の詳細はお住まいの市区町村にお問合せください。)
③	奨学金振込口座届 原本	
↓ 2019年1月2日以降に就職・転職・退職した場合のみ、下記の書類も提出		
④	【転職した場合】 年収見込み証明書 もしくは直近の給与明細書3ヶ月分 ※給与外所得者(自営業等)の場合は、所得見込み証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年1月2日以降に転職・就職した場合に提出 ・新しい勤務先の年収見込みを証明するものが必要 ・勤務形態により提出書類が異なる ・「年収見込み証明書」「所得証明書」の書式は、HP参照
⑤	【退職・廃業し、年金受給中の場合】 退職(もしくは廃業)したことがわかる証明書類 及び 年金受給者証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日(廃業日)がわかる証明書類がない場合、「退職証明書」(学生課/教育支援課HPの書式)でも可 ・自営業者で廃業した場合は、「廃業証明書・収入停止の証明書」(HPの書式)を使用すること
⑥	【退職・廃業し、現在無収入の場合】 退職(もしくは廃業)したことがわかる証明書類 及び 無収入である旨の誓約書	<ul style="list-style-type: none"> ・退職日(廃業日)がわかる証明書類がない場合、「退職証明書」(学生課/教育支援課HPの書式)でも可 ・自営業者で廃業した場合は、「廃業証明書・収入停止の証明書」(HPの書式)を使用すること ・「無収入である旨の誓約書」は学生課/教育支援課HPの書式を使用すること

7. 選考方法

提出された書類及び成績を基に選考します。

8. 選考結果の通知および給付日

2月下旬 採用者発表

2月下旬～ 奨学金給付

9. 特記事項

- ・文教大学以外の他団体から奨学金を受給している場合も出願可能です。ただし、「修学支援新制度」の支援対象者は除きます。
- ・予算の範囲内で、より家計の困窮度が高い者から優先して採用されます。出願資格に適合した出願者全員が採用されるわけではありません。

以上